

令和7年度市民税・県民税申告の手引き

※必要書類（写し可）は郵送の場合は同封、来庁される場合はご持参ください。

収入記入（所得）

種類	所得の内容
①営業等	販売業・製造業・サービス業・大工・左官・保険外交員・漁業 など（申告書裏面（a）営業・農業・不動産所得等の内訳にも記入します。） 必要書類：領収書・帳簿 など
②農業	収入が小作料のみの方は③、農業補助金の方の方は⑧⑨に記入します。 必要書類：領収書・農業計算書 など
③不動産	地代（田・畑を含む）・家賃・小作料 など 必要書類：領収書・固定資産税の納税通知書 など
④利子・ ⑤配当	利子および株式や出資金の配当など 必要書類：配当計算書 など
⑥給与	給料・賃金・賞与 など（源泉徴収票がない場合は、申告書裏面（e）給与収入の内訳にも記入します。） 必要書類：源泉徴収票・支払証明・明細 など
⑦雑 公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・恩給など 必要書類：源泉徴収票

種類	所得の内容
⑧雑 ⑨業務・その他	報酬・原稿料・講演料・個人年金 など 必要書類：支払調書・個人年金支払証明書 など
総合譲渡 (短期・長期)	土地・建物等以外の資産の譲渡（所有期間 5 年以下は短期、5 年超は長期）
一時	生命保険契約等に基づく一時金・賞金・競馬等の払戻金 など
分離譲渡 (短期・長期)	土地・建物等の資産の譲渡（所有期間 5 年以下は短期、5 年超は長期）
⑪株式譲渡	一般株式等や上場株式等の譲渡
上場株式 等の配当	⑥のうち、上場株式等の配当については分離所得として申告することもできます。
先物取引	商品先物取引や金融商品先物取引 など
山林	所有期間 5 年超の山林の譲渡
退職	退職手当 など（市民税・県民税が源泉徴収されている場合は申告不要）

⑥給与所得速算表

給与等の収入金額	給与所得の金額
0 円から 550,999 円	0 円
551,000 円から 1,618,999 円	給与収入－550,000 円
1,619,000 円から 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円から 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円から 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円から 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円から 1,799,999 円	※ A×2.4＋100,000 円
1,800,000 円から 3,599,999 円	※ A×2.8－80,000 円
3,600,000 円から 6,599,999 円	※ A×3.2－440,000 円
6,600,000 円から 8,499,999 円	給与収入×0.9－1,100,000 円
8,500,000 円以上	給与収入－1,950,000 円

※A＝給与収入÷4（1,000 円未満を切り捨て）

所得金額調整控除

①給与等の収入金額が 850 万円を超える場合、次のイ～二のいずれかの要件を満たす場合は、所得金額調整控除を、給与所得の金額から控除します。 イ 特別障害者に該当する ロ 23 歳未満の扶養親族を有する 所得金額調整控除＝（給与等の収入金額－850 万円）×0.1 ※上限 15 万円 （給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は 1,000 万円）	②給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合には、所得金額調整控除を給与所得の金額から控除します。 ※①の所得金額控除の適用がある場合は、その適用後の給与所得金額から控除します。 所得金額調整控除＝給与所得（上限 10 万円）＋公的年金等雑所得（上限 10 万円）－10 万円
---	---

⑦公的年金所得速算表

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額		
		公的年金等雑所得以外に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下の場合	1,000 万円を超え 2,000 万円以下の場合	2,000 万円を超える場合
65 歳未満	1,300,000 円未満	年金収入－600,000 円	年金収入－500,000 円	年金収入－400,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円	年金収入×0.75－275,000 円	年金収入×0.75－175,000 円	年金収入×0.75－75,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円	年金収入×0.85－685,000 円	年金収入×0.85－585,000 円	年金収入×0.85－485,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円	年金収入×0.95－1,455,000 円	年金収入×0.95－1,355,000 円	年金収入×0.95－1,255,000 円
	10,000,000 円以上	年金収入－1,955,000 円	年金収入－1,855,000 円	年金収入－1,755,000 円
65 歳以上	3,300,000 円未満	年金収入－1,100,000 円	年金収入－1,000,000 円	年金収入－900,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円	年金収入×0.75－275,000 円	年金収入×0.75－175,000 円	年金収入×0.75－75,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円	年金収入×0.85－685,000 円	年金収入×0.85－585,000 円	年金収入×0.85－485,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円	年金収入×0.95－1,455,000 円	年金収入×0.95－1,355,000 円	年金収入×0.95－1,255,000 円
	10,000,000 円以上	年金収入－1,955,000 円	年金収入－1,855,000 円	年金収入－1,755,000 円

控除記入（控除）※控除額は所得税と異なります。

種類	所得控除の内容	控除額
⑬社会保険料	あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために支払った健康保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金 など ※給与・年金から特別徴収されている場合は本人以外控除できません。 必要書類：領収書、証明書	支払った金額
⑭小規模企業 共済等掛金	小規模企業共済掛金・個人型年金加入者掛金・心身障害者扶養共済掛金・確定拠出型年金掛金 必要書類：領収書、証明書	支払った金額
⑮生命保険料	新（旧）生命保険や新（旧）個人年金保険、介護医療保険について、あなたが支払った保険料（保険金、年金の受取人を本人・配偶者・親族とするもの） ・右記の算式により新契約・旧契約、各保険料の控除額を計算します。⑦介護医療保険は新契約のみです。 ・①一般生命保険料、②個人年金保険料でそれぞれ ①旧契約のみ控除額（限度 35,000 円） ②新契約のみ控除額（限度 28,000 円） ③新＋旧契約控除額（限度 28,000 円） の中で最大のものを選択します。 ・計算した各保険料の控除額を合計します。 （⑦＋①＋②）（控除限度額 70,000 円） 必要書類：証明書	<平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（新契約）> 支払保険料 控除額 12,000 円以下…全額 32,000 円以下 ……………支払保険料÷2＋6,000 円 56,000 円以下 ……………支払保険料÷4＋14,000 円 56,000 円超…28,000 円 <平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧契約）> 支払保険料 控除額 15,000 円以下…全額 40,000 円以下…支払保険料÷2＋7,500 円 70,000 円以下…支払保険料÷4＋17,500 円 70,000 円超 …35,000 円
⑯地震保険料	地震等損害に対する保険料や平成 18 年 12 月 31 日までに締結した旧長期損害保険料 ※右記の計算により各々の控除額を計算し、合計します。（最高 25,000 円） ※1 つの契約で地震保険と旧長期の両方がある場合は、どちらか一方しか控除できません。 必要書類：証明書	地震保険料 控除額 50,000 円以下…支払保険料÷2 50,000 円超 …25,000 円 旧長期保険料 控除額 5,000 円以下 …全額 15,000 円以下 …支払保険料÷2＋2,500 円 15,000 円超 …10,000 円
⑰寡婦	夫と死別、離別、又は生死不明で、子以外の扶養親族を有し、合計所得金額が 500 万円以下の場合 なお、死別又は生死不明で、合計所得金額が 500 万円以下の場合は、扶養親族がいなくとも控除されます。	26 万円
⑱ひとり親	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下で他の者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者）を有し、合計所得金額が 500 万円以下の場合	30 万円

⑰、⑱の控除は住民票続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方は対象外です。

種類	所得控除の内容	控除額
⑲勤労学生	大学・高校等の学生または生徒で、前年中の合計所得金額が 75 万円以下で、給与所得等以外の所得が 10 万円以下の場合 必要書類：在学証明書	26 万円
⑳障害者	①精神障害により事理弁識能力を欠く方 ②知的障害者 ③身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を交付されている方 ④常に就床し複雑な介護を要する方 ⑤65 歳以上で①・②・身体障害と同程度の障害として市町村長等の認定を受けている方 必要書類：障害者手帳、障害者控除対象者認定書など	特別障害者…30 万円 身体障害者手帳 1・2 級 精神障害者保健福祉手帳 1 級 療育手帳 A など 同居特別障害者…53 万円 あなたやあなたの配偶者若しくはあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している場合 普通障害者…26 万円 上記以外の方
㉑配偶者	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が 48 万円以下の場合 ※あなたの合計所得金額が 1,000 万円超の場合は配偶者控除の対象外ですが、非課税限度額の算定や障害者控除を受けることができるため、申告書内「□同一生計配偶者」欄にレ印を付けてください。	配偶者の合計所得金額 900 万円以下 900 万円超 950 万円以下 950 万円超 1,000 万円以下 一般控除対象者 48 万円以下 33 万円 22 万円 11 万円 老人控除対象者 48 万円以下（昭和 30 年 1 月 1 日以前生） 38 万円 26 万円 13 万円 48 万円超 100 万円以下 33 万円 22 万円 11 万円 100 万円超 105 万円以下 31 万円 21 万円 105 万円超 110 万円以下 26 万円 18 万円 9 万円 110 万円超 115 万円以下 21 万円 14 万円 7 万円 115 万円超 120 万円以下 16 万円 11 万円 6 万円 120 万円超 125 万円以下 11 万円 8 万円 4 万円 125 万円超 130 万円以下 6 万円 4 万円 2 万円 130 万円超 133 万円以下 3 万円 2 万円 1 万円
㉒配偶者特別	あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合	一般扶養 33 万円 特定扶養親族（平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日生） 45 万円 老人扶養親族（昭和 30 年 1 月 1 日以前生） 38 万円 同居老親等（老人扶養親族のうち同居の直系尊属） 45 万円
㉓扶養	扶養親族のうち、前年中の合計所得金額が 48 万円以下の方がいる場合 ※16 歳未満の扶養親族（平成 21 年 1 月 2 日以後生）は扶養控除の対象外ですが、非課税限度額の算定や障害者控除を受けることができます。	普通障害者 26 万円 特別障害者 30 万円 同居特別障害者 53 万円
配偶者・同一生計配偶者（配偶者特別は除く）や扶養親族が障害者に該当する場合は、障害者控除が加算されます。		
※㉑～㉓については事業専従者や他の方の扶養親族になっている場合は該当しません。 国外居住の扶養親族については、「送金関係書類」等が必要となります。		

種類	所得控除の内容	控除額
㉔基礎	あなたの合計所得金額が 2,400 万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて控除額が徐々に少なくなり 2,500 万円を超える場合は適用されません。	合計所得金額 2,400 万円以下 43 万円 2,400 万円超 2,450 万円以下 29 万円 2,450 万円超 2,500 万円以下 15 万円 2,500 万円超 0 円
㉕雑損	災害や盗難、横領により資産に受けた損害 ※災害関連支出とは、災害による住宅家財等の取壊しや除去のための支出です。 必要書類：罹災証明等、補てん金額や損害金額の分かる書類	①と②のいずれか多い金額 ①損害額－補てん額－総所得金額等×10％ ②災害関連支出の金額－5 万円
㉖医療費控除	α. 医療費 β. セルフメディケーション税制 あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費 必要書類：所定の明細書 あなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために支払ったスイッチ OTC 薬の購入費 必要書類：所定の明細書	（支払った医療費－補てん額） －①と②のいずれか少ない金額 ①総所得金額等×5％ ②10 万円 限度額 200 万円 （医薬品の購入費－補てん額） －12,000 円 限度額 88,000 円
※αとβは、どちらか一方しか受けられません。（選択制）		

寄附金に関する事項（税額控除額）

- 山形県共同募金会、日本赤十字山形支部、県または市の条例で指定された寄附金（「寄附額」または「総所得金額等×30％」のいずれか少ない金額－2,000 円）×10％
 - 総務大臣が指定した地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税制度）
- 上記金額と、下記で計算した金額の合計額
（寄附額－2,000 円）×[90％－（所得税の限界税率×1.021）]
※ただし、市民税・県民税所得割×20％が限度
- 必要書類：領収書など

お支払額または控除額を決定する際の控除に関する事項（扶養控除額）

- 配当割額控除額
土場株式等の配当について申告する場合、特別徴収された市民税・県民税 5％を記入します。
- 株式等譲渡所得割額控除額
土場株式等の譲渡について申告する場合、特別徴収された市民税・県民税 5％を記入します。

用語 / 総所得金額・合計所得金額・総所得金額等とは

- 総所得金額：営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得、総合短期譲渡所得（特別控除後）、総合長期譲渡所得（特別控除後・1/2 後）、一時所得（特別控除後・1/2 後）の合計額（青色申告特別控除後、損益通算後、繰越損失控除後）
- 合計所得金額：繰越損失控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得の金額、分離短・長期譲渡所得の金額（特別控除前）、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得の金額（特別控除後）、退職所得金額（1/2 後）の合計額（住民税において分離課税の退職所得は算入しない）（青色申告特別控除後、損益通算後、繰越損失控除前）

○総所得金額等：繰越損失控除後の合計所得金額

令和 7 年 2 月
修正しました